

# 熊本県公報

第 1 1 5 4 6 号  
平成 19 年 5 月 9 日 (水)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 特定非営利活動法人の事業報告書等、役員名簿等又は定款等の閲覧に関する要項の一部を改正する要項……………(男女共同参画・パートナーシップ推進課) 1
- 熊本テクノプラザ管理委託契約の締結……………(商工政策課) 2
- 電線共同溝整備道路の指定の廃止……………(道路保全課) 2
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定……………(森林保全課) 2
- "……………( " ) 2
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定事項の変更……………(障害者支援総室) 3
- 港湾施設の概要公示……………(港湾課) 3
- 指定居宅介護支援事業所の指定……………(高齢者支援総室) 5
- 道路の区域変更……………(道路保全課) 5
- "……………( " ) 5
- "……………( " ) 5
- 指定居宅サービス事業所の指定 (通所介護)……………(高齢者支援総室) 6
- "……………(介護予防通所介護)……………( " ) 6
- 家畜体内受精卵移植に関する講習会及び修業試験の実施……………(畜産課) 6
- 公 告**
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出……………(商工政策課) 9
- 特定非営利活動法人の設立認証申請……………(男女共同参画・パートナーシップ推進課) 9
- "……………( " ) 10
- "……………( " ) 10
- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請……………( " ) 10
- インターネット動画配信業務委託に係る一般競争入札の実施……………(広報課) 10
- 平成 19 年商業統計調査電子計算機処理業務委託に係る一般競争入札の実施……………(統計調査課) 13
- 登 載 依 頼**
- 警備員指導教育責任者講習、現任指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習業務委託に係る一般競争入札の実施……………(生活安全企画課) 15
- OA 研修業務委託に係る一般競争入札の実施……………(警察本部情報管理課) 17
- 正 誤**
- 平成 19 年 4 月 25 日付け熊本県公報第 11542 号 (公用車売却に係る一般競争入札の実施) 中……………(管理調達課) 20

## 告 示

### 熊本県告示第 420 号

特定非営利活動法人の事業報告書等、役員名簿等又は定款等の閲覧に関する要項の一部を改正する要項を次のように定める。  
平成 19 年 5 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

特定非営利活動法人の事業報告書等、役員名簿等又は定款等の閲覧に関する要項の一部を改正する要項  
特定非営利活動法人の事業報告書等、役員名簿等又は定款等の閲覧に関する要項 (平成 10 年熊本県告示第 756 号) の一部を次のように改正する。  
第 2 条中「熊本県総務部 (以下「総務部」という。) 及び」及び「(以下「交流館」という。)」を削る。  
第 3 条中「総務部においては、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとし、交流館においては、」を削る。  
第 4 条第 1 項を削り、同条第 2 項中「交流館における」を削り、同項を第 1 項とする。

### 附 則

この要項は、平成 19 年 5 月 9 日から施行する。

**熊本県告示第 421 号**

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、次のとおり賃貸料の収納事務を委託することとしたので、告示する。

平成 19 年 5 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 委託の内容  
熊本テクノプラザに係る賃貸料の収納事務
- 2 委託の相手方  
株式会社キューネット 熊本市帯山四丁目 18 番 1 号
- 3 委託する日  
平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで

**熊本県告示第 422 号**

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路について次のとおり指定を廃止する。

その関係図面は、平成 19 年 5 月 9 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 5 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 道路の種類、路線名及び指定する道路の区間

道路の種類	路 線 名	指 定 す る 道 路 の 区 間
主要地方道	熊本高森線	熊本市城山上代町 203-1 から 熊本市田崎二丁目 2-6 まで
一般県道	小島新町線	熊本市横手一丁目 8-17 から 熊本市横手一丁目 12-1 まで

- 2 指定を廃止する期日 平成 19 年 5 月 9 日

**熊本県告示第 423 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 5 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県球磨郡山江村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
山江村（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに山江村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第 424 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 5 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県球磨郡山江村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
山江村（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本  
 県球磨地域振興局並びに山江村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 425 号

障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 46 条の規定により次の指定障害福祉サー  
 ビス事業者から変更の届出があった。

平成 19 年 5 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業者の名称、事業所の名称 及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
有限会社 マザー菜の花ヘル パーテーション 居宅介護及び重度訪問介護	事業所の所在地	熊本県八代市麦島 西町 12 号 5 番地 パナハイツ清水 103 号	熊本県八代市末広 町 3-3 シティーマ ンション 602 号	平成 19 年 4 月 1 日

熊本県告示第 426 号

港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 34 条において準用する同法第 12 条第 5 項の規定に  
 より、熊本県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

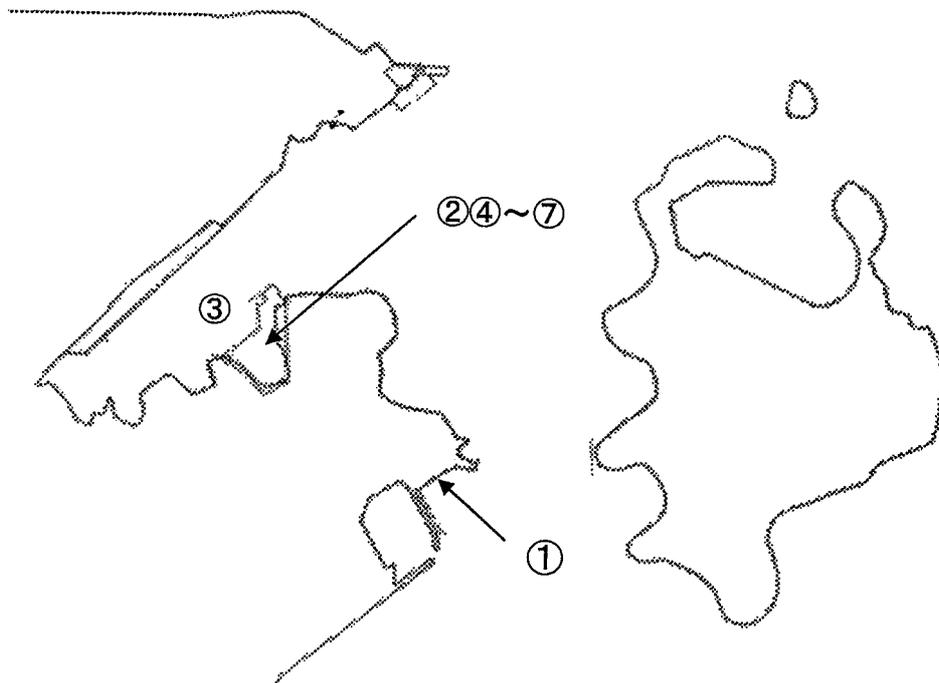
平成 19 年 5 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 港湾名 三角港  
 所 在 上天草市大矢野町登立地先  
 概 要

番号	種 類	数 量 及 び 能 力 ( 構 造 )
①	浮棧橋	延長 48.84 メートル、幅員 1.8 メートル
②	物揚場	延長 80.0 メートル、水深-2.0 メートル
③	回頭泊地	面積 2,591 平方メートル、水深-2.0 メートル
④	船揚場	延長 10.0 メートル
⑤	道路護岸	延長 71.5 メートル
⑥	臨港道路	延長 71.5 メートル、幅員 6.0 メートル、アスファルト舗装
⑦	野積場	面積 2,238 平方メートル

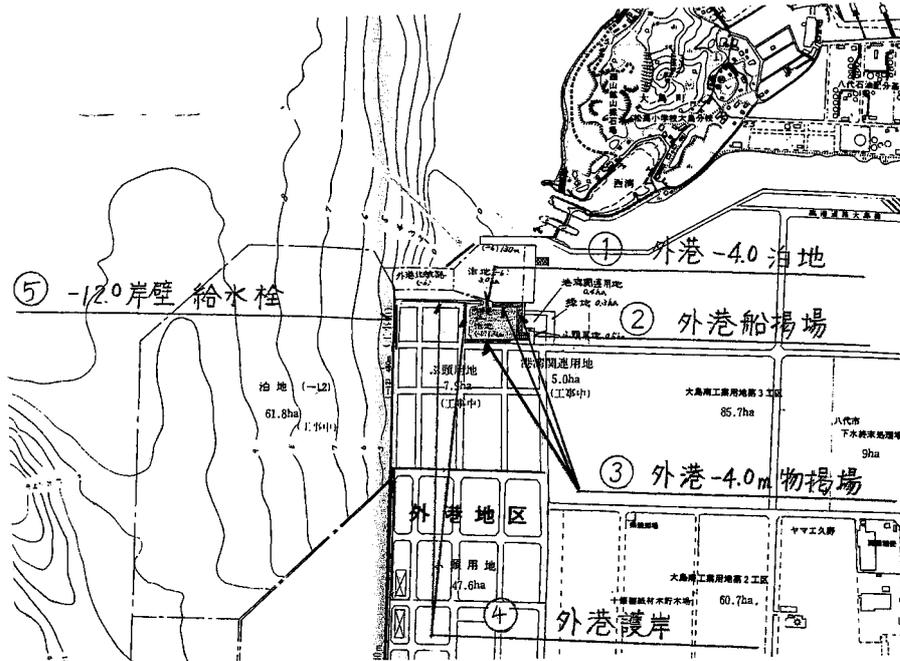
位置図



2 港湾名 八代港  
 所在 八代市新港町外港地区  
 概要

番号	種類	数量及び能力(構造)
①	泊地	面積 12,920 平方メートル、水深-4.0メートル
②	船揚場	延長 24 メートル、幅員 47 メートル
③	物揚場	延長 284.0 メートル、水深-4.0メートル
④	護岸	延長 277.8 メートル
⑤	給水栓	延長 240.86 メートル、60 トン/時間

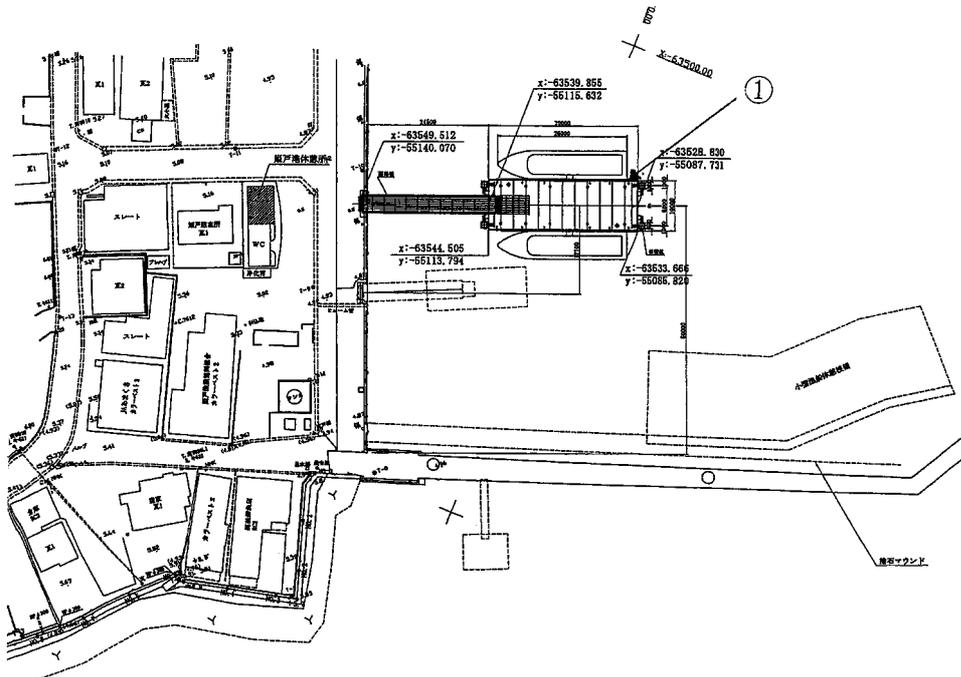
位置図



3 港湾名 姫戸港  
 所在 上天草市姫戸町姫浦地内  
 概要

番号	種類	数量及び能力(構造)
①	浮棧橋	延長 30 × 2 メートル、対象船舶 59 トン

位置図



**熊本県告示第 427 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 5 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ふれあい・菊水西 玉名郡和水町長小田 334 番地	有限会社ふれあい松川	平成 19 年 4 月 12 日

**熊本県告示第 428 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 5 月 9 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 5 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 国道	387 号	阿蘇郡小国町大字西里字尾迫  3405 番 8 地先から 同町大字北里字下掘田  1947 番 地先まで	前	29.0	29.0	廃道処分
			後	29.0		
			前	~ 51.0		
			後	~ 45.0	29.0	

2 区域を変更する期日 平成 19 年 5 月 9 日

**熊本県告示第 429 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 5 月 9 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 5 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	三本松甲 佐線	上益城郡甲佐町大字上揚  882 番地先から 同所  338 番地先まで	前	5.8	229.0	仮設道路 撤去
			後	5.8		
			前	~ 9.2	248.0	
			後	~ 9.2		

2 区域を変更する期日 平成 19 年 5 月 9 日

**熊本県告示第 430 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 5 月 9 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 5 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	大津植木 線	合志市福原  1166 番 地先から  同所  1000 番 1 地先まで	前	4.2 ～ 20.8	833.0	単道改
			後	10.6 ～ 20.8		

2 区域を変更する期日 平成 19 年 5 月 9 日

熊本県告示第 431 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 5 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスハルコスモス 玉名郡長洲町宮野 2775 番地	医療法人社団聖和会	平成 19 年 5 月 1 日

熊本県告示第 432 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 5 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスハルコスモス 玉名郡長洲町宮野 2775 番地	医療法人社団聖和会	平成 19 年 5 月 1 日

熊本県告示第 433 号

熊本県家畜改良増殖法施行細則（昭和 26 年熊本県規則第 17 号）第 4 条第 1 項の規定により、家畜体内受精卵移植に関する講習会及び修業試験を次のとおり実施する。

平成 19 年 5 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 講習会の目的  
家畜の改良増殖を促進して畜産振興を図るため、家畜体内受精卵移植に関する知識及び技術を有する技術者を養成する。
- 講習会の対象家畜及び内容  
家畜体内受精卵移植
- 講習会の対象者及び人数  
牛の家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格している者であって、家畜受精卵移植業務に従事しようとする者。10 人程度。
- 講習内容

学 科	科 目	時 間
実 習	受精卵移植概論	8
	受精卵の生理及び形態	16
	受精卵の処理	16
	受精卵の移植	8
	受精卵の処理	50
	受精卵の移植	26

5 講習会の開催期間及び場所

(1) 期間

平成 19 年 6 月 18 日 (月) から 7 月 12 日 (木) まで  
(土曜日及び日曜日を除く 19 日間)

(2) 場所

合志市栄 3801 熊本県農業研究センター畜産研究所

6 受講申込方法

受講希望者は、受講申込書 (別記様式) に履歴書及び家畜人工授精に関する講習会修業試験合格証明書又は家畜人工授精師免許証の写しを添え、所轄地域振興局又は熊本農政事務所を経由して 5 月 31 日 (木) までに知事に提出する。

7 受講手数料

手数料の額は、1 人につき 3 万 5 千円とし、受講を決定した後に徴収する。

8 修業試験

平成 19 年 7 月 12 日 (木)

9 その他

1 受講決定者には別途通知する。

2 講習会テキストは、「家畜人工授精講習会テキスト (家畜受精卵移植編)」及び「受精卵移植技術マニュアル」を使用する。

別記様式

## 受講申込書

平成 年 月 日

熊本県知事 潮谷 義子 様

住所

氏名

印

熊本県主催による家畜体内受精卵移植に関する講習会において講習を受けたいので、履歴書を添えて申し込みます。

日本工業規格 A 4 版

## 公 告

## 熊本県公告第 405 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 19 年 5 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイヤモンドシティ・バリュー サウスランド  
宇城市小川町河江字十六 31-1
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
  - (1) 設置する者  
株式会社ダイヤモンドシティ 代表取締役社長 鯛 洋三  
東京都渋谷区渋谷三丁目 12 番 18 号
  - (2) 小売業を行う者  
株式会社 大創産業 代表取締役社長 矢野 博丈  
広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号
- 3 大規模小売店舗を新設する日  
平成 19 年 12 月 20 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
3,305 平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
154 台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
115 台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
50 平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
16 立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前 9 時 閉店時刻 午後 10 時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前 8 時 30 分から午後 10 時 30 分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
3 か所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前 6 時から午後 10 時まで
- 7 届出年月日  
平成 19 年 4 月 19 日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課及び宇城地域振興局総務振興課  
平成 19 年 5 月 9 日から平成 19 年 9 月 9 日まで

## 熊本県公告第 406 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 19 年 5 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日  
平成 19 年 4 月 20 日
- 2 名称  
NPO 法人 EM ネットあまくさ
- 3 代表者の氏名  
福永 芳成
- 4 主たる事務所の所在地  
天草市有明町下津浦 307 番地 7
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、地域住民、公共団体及び民間団体等が、協働して環境保全活動を中心にした地域活性化支援活動に取組み、安全で住みやすく、ゆとりと潤いのある「まちづくり」のため、情報収集・発信・人材育成・交流支援等に関する事業を行い、人にやさしい循環型社会づくりと、地域と地球の良好な環境の保全と地域活性化に寄与することを

目的とする。

**熊本県公告第 407 号**

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 19 年 5 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日  
平成 19 年 4 月 20 日
- 2 名称  
NPO 法人熊本つるばみの森ネットワーク
- 3 代表者の氏名  
福原 正明
- 4 主たる事務所の所在地  
熊本市秋津町秋田 3066 番地 80
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、農業体験などを通して、食に対する子どもたちの考える場を作り、若年・高齢の者には、職業として農業を選択してもらう場を提供し、また、農業・市民生活を営むに必要な水を涵養するため、荒廃した山々に保水保全のための植林活動などに関する事業を行い、広く市民生活に寄与することを目的とする。

**熊本県公告第 408 号**

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 19 年 5 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日  
平成 19 年 4 月 23 日
- 2 名称  
NPO 法人健やか麻雀倶楽部
- 3 代表者の氏名  
西澤 和之
- 4 主たる事務所の所在地  
熊本市九品寺四丁目 1 番 1 号豊国ビル 2F
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、主として 55 歳以上のリタイヤした中高齢者層に対して、健やか麻雀に関する事業を行い、中高齢者の福祉の増進（ボケ防止・仲間づくり等）に寄与することを目的とする。

**熊本県公告第 409 号**

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 19 年 5 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日  
平成 19 年 4 月 24 日
- 2 名称  
NPO 法人わがまま
- 3 代表者の氏名  
横山 公子
- 4 主たる事務所の所在地  
菊池郡菊陽町大字久保田 2674 番地 4
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、高齢者・障害者・障害児・乳幼児・子供・その家族に対して、介護・養護・支援を行い、その人がその人らしく、自由に生き生きと暮らす援助をし、家族的な雰囲気、地域社会に根ざした、信頼される事業所をつくり、地域社会づくりに寄与することを目的とします。

**熊本県公告第 410 号**

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 5 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称  
インターネット動画配信業務
- (2) 委託業務の内容  
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間  
平成19年6月1日から平成20年3月31日まで
- (4) 入札方法
  - ア 入札金額は、インターネット動画配信業務に要する費用とする。
  - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
  - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者  
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
  - (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として営業種目の情報管理業務（情報システム全般の設計、開発、維持管理）に登録された者で、かつ、その格付けが「A」又は「B」と決定されたものであること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
  - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
  - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
  - (4) 6の(4)の入札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
  - (5) 平成19年5月1日現在において、同種の営業を2年以上営んでおり、実績があること。
  - (6) 熊本県内に本店、支店又は営業所を有すること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 申請の方法  
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
  - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話 096-333-2581
  - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
4の(1)に記載のとおり  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出  
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
  - (1) 提出期間  
平成19年5月9日（水）から平成19年5月18日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
  - (2) 提出場所  
5に記載のとおり
  - (3) 提出方法  
5に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
  - (4) 入札参加資格確認結果の通知  
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所  
熊本県総合政策局広報課（県庁行政棟本館4階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話 096-333-2027
- 6 入札手続等

- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
5 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所  
ア 交付期間  
平成 19 年 5 月 9 日（水）から平成 19 年 5 月 18 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。  
イ 交付場所  
5 に記載のとおり
- (3) 入札説明会の日時及び場所  
ア 日時  
平成 19 年 5 月 14 日（月）午前 9 時 30 分から  
イ 場所  
熊本県庁行政棟新館 2 階 多目的 AV 会議室
- (4) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時  
平成 19 年 5 月 25 日（金）午前 10 時から  
イ 場所  
熊本県庁行政棟本館 6 階 601 会議室
- (5) 入札書の提出方法  
6 の（4）記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5 に記載の場所に平成 19 年 5 月 24 日（木）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）の 100 分の 5 以上の金額を 6 の（4）記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。  
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札  
イ 委任状を提出しない代理人のした入札  
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札  
エ 記名押印を欠く入札  
オ 金額を訂正した入札  
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札  
キ 明らかに連合によると認められる入札  
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札  
ケ 2 以上の意思表示をした入札  
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札  
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。  
ただし、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 1 項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の価格をもって申込みをした者であっても落札者とはならない場合がある。
- (5) 最低制限価格  
無
- (6) 契約の締結  
ア 契約書作成の要否  
要  
イ 契約の締結期限  
落札者決定の日から 14 日以内とする。

- ウ 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）の100分の10以上の金額を納付しなければならない。たる。ただし、次のイ又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

### 熊本県公告第411号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成19年5月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称  
平成19年商業統計調査電子計算機処理業務委託
- (2) 委託業務の内容  
「平成19年商業統計調査電子計算機処理業務委託契約に係る入札説明書」（以下「入札説明書」という。）及び「平成19年商業統計調査電子計算機処理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (3) 委託期間  
契約締結の日から平成20年3月31日（月）まで
- (4) 入札方法  
ア 入札金額は、平成19年商業統計調査電子計算機処理業務に要する費用とする。  
イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
- エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

#### 2 入札に参加できる者

- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうち、有資格者として営業種目「情報処理業務」に登録された者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 熊本県内に本社、支社又は営業所を有する者であること。
- (3) 平成19年商業統計調査電子計算機処理業務委託契約書（以下「契約書」という。）及び仕様書に定める業務を遅滞なく遂行できる者であること。
- (4) 調査票等の入力業務と電算処理業務を一括して行える者であること。
- (5) トラブルに対応するため中央指導体制を有する全国ネットワークに加盟している者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (8) 6の（4）のイの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。

#### 3 入札参加資格を得るための申請方法等

- (1) 申請の方法  
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の（2）の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先

- 熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）  
郵便番号 862-8570  
住所 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話 096-333-2581（直通）
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
平成 19 年 5 月 9 日（水）から平成 19 年 5 月 16 日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出  
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間  
平成 19 年 5 月 9 日（水）から平成 19 年 5 月 16 日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
- (2) 提出場所  
5 に記載のとおり
- (3) 提出方法  
5 に記載の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知  
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所  
熊本県地域振興部統計調査課商工班（県庁行政棟本館 6 階）  
郵便番号 862-8570  
住所 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話 096-333-2177（直通）
- 6 入札手続き等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
5 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所  
ア 交付期間  
平成 19 年 5 月 9 日（水）から平成 19 年 5 月 16 日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。  
イ 交付場所  
5 に記載のとおり
- (3) 入札説明会の日時及び場所  
ア 日時 平成 19 年 5 月 18 日（金）午前 10 時から午前 12 時まで  
イ 場所 熊本県庁本館 6 階 601 共用会議室
- (4) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成 19 年 5 月 24 日（木）午前 10 時から  
イ 場所 熊本県庁本館 6 階 601 共用会議室
- (5) 入札書の提出方法  
6 の（4）記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5 に記載の場所に入札前日までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続き等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 6 の（4）記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。  
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年間の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札  
イ 委任状を提出しない代理人のした入札  
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札  
エ 記名押印を欠く入札  
オ 金額を訂正した入札  
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

- キ 明らかに連合によると認められる入札  
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札  
ケ 2 以上の意思表示をした入札  
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札  
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格  
無
- (6) 契約の締結  
ア 契約書作成の要否  
イ 契約の締結期限  
落札者決定の日から 14 日以内とする。  
ウ 落札者から契約締結の申し出期限  
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。  
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

### 登載依頼

#### 熊生企公告第 527 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 5 月 9 日

熊本県警察本部長 横 内 泉

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称  
警備員指導教育責任者講習、現任指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習業務
- (2) 委託業務の内容  
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間  
契約日から平成 19 年 12 月 31 日まで
- (4) 入札方法  
ア 入札金額は、警備員指導教育責任者講習、現任指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習業務に要する費用であり、各講習ごとに要する費用の総額とする。  
イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。  
ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。  
エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

#### 2 入札に参加できる者

- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 「物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）」（以下「要綱」という。）による審査の上、有資格者として営業種目研修業務の業務委託に登録された者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 暴力団ではない者及び役員等が暴力団関係者でない者、又は暴力団関係者が実質

- 的に経営に関与し、若しくは暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していない者。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (5) 5 の (3) の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法  
2 の (1) に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の (2) の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話 096-383-1111 内線 6350
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
平成 19 年 5 月 9 日（水）から平成 19 年 5 月 15 日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 契約条項を示す場所  
熊本県警察本部生活安全企画課犯罪抑止対策室行政第二係（警察棟 7 階）  
郵便番号 862-8610 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話番号 096-381-0110 内線 3454
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
4 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所  
ア 交付期間  
平成 19 年 5 月 9 日（水）から平成 19 年 5 月 23 日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。  
イ 交付場所  
4 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時  
平成 19 年 5 月 24 日（木）午前 10 時から  
イ 場所  
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県警察本部多目的ホール C（警察棟 10 階）
- (4) 入札書の提出方法  
(3) 記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4 に記載の場所に平成 19 年 5 月 23 日（水）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 5 のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除されない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当する者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
ア 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札  
イ 委任状を提出しない代理人のした入札  
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入

- 札
- エ 記名押印を欠く入札  
オ 金額を訂正した入札  
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札  
キ 明らかに連合によると認められる入札  
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- ケ 2 以上の意思表示をした入札  
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札  
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申し込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格  
設定しない。
- (6) 契約の締結  
ア 契約書作成の要否  
要  
イ 契約の締結期限  
落札者決定の日から 14 日以内とする。  
ウ 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。  
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

### 熊情管公告第 838 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 5 月 9 日

熊本県警察本部長 横 内 泉

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称  
OA 研修業務委託
- (2) 委託業務の内容  
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間  
契約締結日から平成 20 年 3 月 31 日まで
- (4) 入札方法  
ア 入札金額は、OA 研修業務に要する費用とする。  
入札金額は、研修の種類に関係なく、研修 1 回当たりの金額とする。  
イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。  
ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。  
エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

#### 2 入札参加資格

- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査のうえ、有資格者として営業種目研修業務に登録された者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 2 の (1) に掲げる入札参加資格を有する者で、4 に掲げる研修能力証明書を提出し、審査を受け、承認を受けたことを証明する研修能力証明通知書を提示した者

- であること。
- (3) 業者又は業者の役員等が暴力団関係者でないと認められる者、及び暴力団関係者が実質的に経営に参与し、若しくは暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していないと認められる者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始申立てを行った者又は申立てをなされた者については、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (6) 6 の（3）の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請方法
- 2 の（1）に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話番号 096-383-1111 内線 6350 ダイヤルイン 096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
平成 19 年 5 月 9 日（水）から平成 19 年 5 月 15 日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 研修能力証明書の提出  
本競争入札に参加を希望する者は、次により研修能力証明書を提出し、審査を受けなければならない。
- (1) 提出期間  
平成 19 年 5 月 16 日（水）から平成 19 年 5 月 23 日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- (2) 提出場所  
5 に記載のとおり
- (3) 提出方法  
ア 5 に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。  
イ 研修能力証明書は、下記の書類を添付して提出すること。
- |                                                 |       |
|-------------------------------------------------|-------|
| (ア) 講師のレベルを明記した書類<br>（講師の人数、資格、インストラクターとしての実績等） | 1 部   |
| (イ) 研修料金表（参考価格）                                 | 1 部   |
| (ウ) 実績（過去 2 年以内の本件と同程度の実績）                      | 1 部   |
| (エ) テキスト                                        | 各 1 部 |
- (4) 研修能力証明結果の通知  
研修能力証明の結果は、研修能力証明通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所  
熊本県警察本部警務部情報管理課情報企画係（警察棟 9 階）  
郵便番号 862-8610 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話番号 096-381-0110 内線 2423
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
5 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所  
ア 交付期間  
平成 19 年 5 月 9 日（水）から平成 19 年 5 月 22 日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。  
イ 交付場所  
5 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時  
平成 19 年 6 月 4 日（月）午後 1 時 30 分から  
イ 場所  
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県警察本部 OA 研修室（警察棟 4 階）
- (4) 入札書の提出方法  
6 の（3）記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5 に記載の場所に平成 19 年 6 月 1 日（金）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。

## 7 その他

- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額に研修予定回数（14回）を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を6の（3）記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ケ 2以上の意思表示をした入札
- コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをしたものを落札者とする。  
ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の入札価格者であっても落札者とはならない場合がある。
- (5) 最低制限価格  
無
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否  
要
- イ 契約の締結期限  
落札者決定の日から14日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額に研修予定回数（14回）を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

## 正 誤

平成 19 年 4 月 25 日付け熊本県公報第 11542 号中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
5	30	自動車 2 台	自動車 3 台